

2019年度WAM助成募集説明 (社会福祉振興助成事業)

本事業の公募は、本来2019年度予算が成立した後に行うべきものですが、できるだけ早期に事業を実施するために、予算成立前に行うことといたしました。そのため、予算の成立状況によっては、内容に変更が生じることがある点に留意してください。



2019年1月
独立行政法人福祉医療機構
NPOリソースセンター

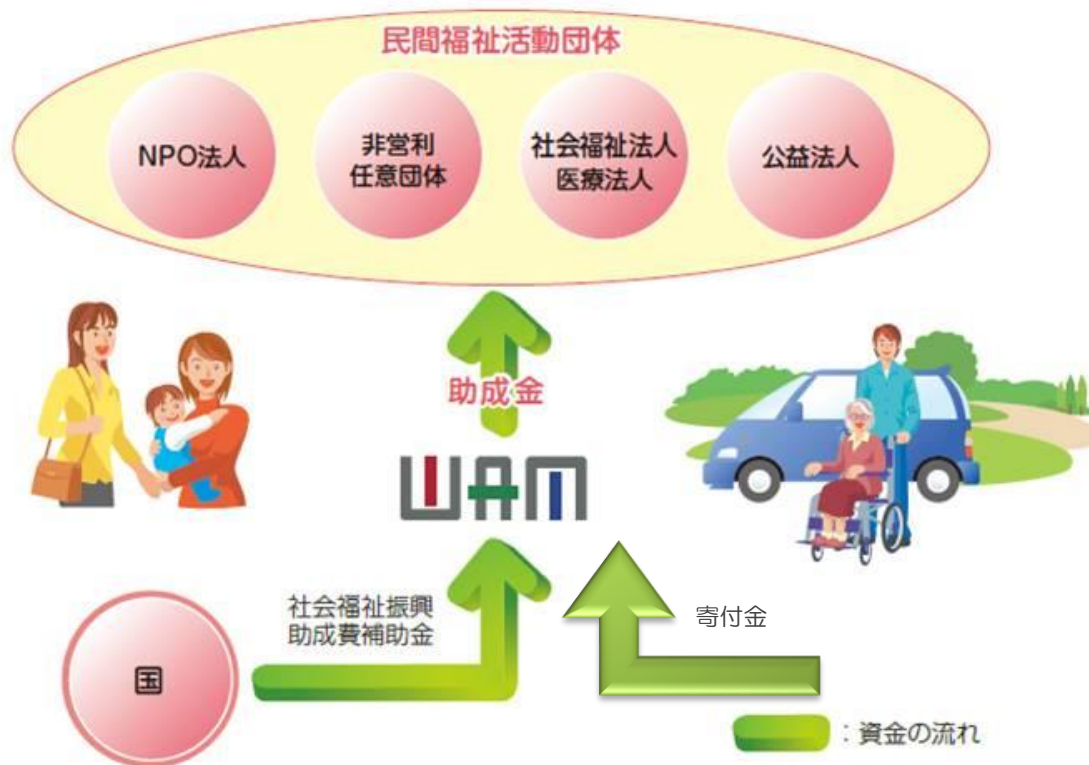
WAM助成の目的



国の政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPOやボランティア団体が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるように必要な支援を行います。

WAM助成の仕組み

～ 民間福祉団体の活動に対して助成金で支援します！～



WAM助成（社会福祉振興助成事業）は国庫補助事業です！

☞ 当該助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されますので、適正な執行が求められることとなります。

WAM助成の対象となる団体・法人①

- 特定非営利活動法人
- 社会福祉法人
- 医療法人
- 公益社団法人、公益財団法人
- 一般社団法人、一般財団法人（*1）
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人若しくは団体（*2）

*1 法人税法上の非営利型法人の要件を満たす【助成対象となる事業の実施期間中に移行するものを含む】一般社団法人又は一般財団法人

- *2 次の要件をすべて満たすこと
- ・ 役員（理事）を2人以上置いていること
 - ・ 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めていること

助成の対象とならない法人・団体

- ① 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人等
- ② 過去に法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人等
- ③ 監事を設置していない法人等（定款等に監事の設置規定がないものを含む）



WAM助成の対象となる団体・法人②

非営利型の一般社団法人及び一般財団法人の要件とは？

【非営利性が徹底された法人】

- ①余剰金の分配を行わないことを定款に定めていること
- ②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること
- ③上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

【共益的活動を目的とする法人】

- ①会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること
- ②定款等に会費の定めがあること
- ③主たる事業として収益事業を行っていないこと
- ④定款に特定の個人又は団体に余剰金の分配を行うことを定めていないこと
- ⑤解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと
- ⑥上記①から⑤まで及び下記⑦の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと
- ⑦各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

一般法人は助成決定までに非営利型に変更すること！

WAM助成の対象となる事業

○ 表の(1)又は(2)のいずれかの事業であり、かつ、P8・9に掲げる助成テーマに該当し、応募団体が自ら主催する事業とします。

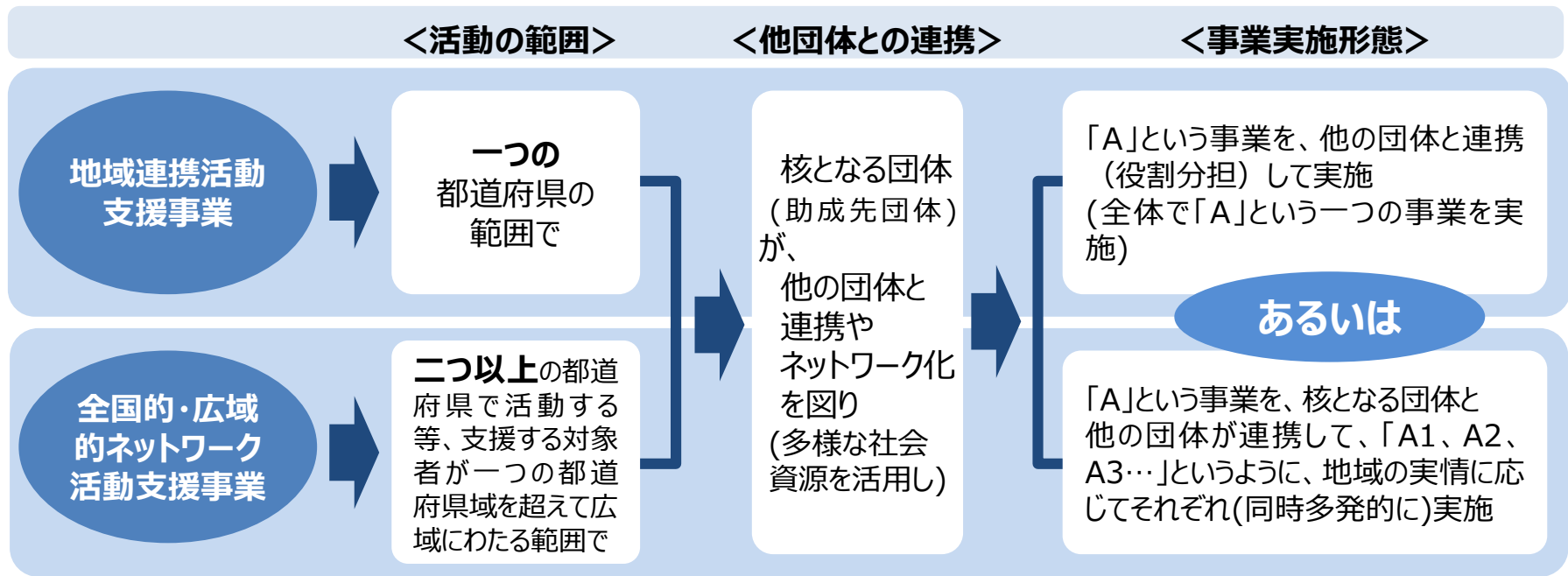
助成対象事業	(1) 地域連携活動支援事業	(2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業内容	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業	全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること
助成金額(注)	50万円～700万円	50万円～900万円*

*なお、次のいずれかに該当し、委員会が特に認める場合は、全国的・広域的ネットワーク支援事業において、2,000万円の範囲内で、上記助成金額を超えることが出来ます。

- ・災害支援等十分な資金の確保が必要な事業を行う場合
- ・4以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合

○ また、助成期間終了後の事業の継続・発展、自立化を念頭に、これまでの活動実績や財務状況に応じた適正な規模の事業計画及び一定程度の自己資金を盛り込んだ資金計画を策定してください。

(参考) 連携・ネットワーク化のイメージ図



<連携・ネットワークのイメージ>



WAM助成の対象となるテーマ

2019年度WAM助成においても、今年度にひきつづき地域包括ケアや地域共生社会、ニッポン一億総活躍プラン等の実現を、地域や民間の側から積極的に推進します。

従来から対象にしてきた活動はもとより、「既存の制度の狭間にある福祉課題やニーズ」「地域特性に応じたきめ細かな活動」「分野横断的に取組む活動」などに着目して募集を行います！

<安心につながる社会保障>

- (1) 安心して暮らせるための地域共生社会の実現に資する事業
- (2) 求められる介護サービスを提供するための多様な人材の確保、生産性の向上に資する事業
- (3) 介護する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実に資する事業
- (4) 介護に取り組む家族が介護休業・介護休暇を取得しやすい職場環境の整備に資する事業
- (5) 介護と仕事を両立させるための働き方改革の推進に資する事業
- (6) 元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組み強化及び高齢者への多様な就労の機会の確保に資する事業
- (7) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍を支援する事業

<夢をつむぐ子育て支援>

- (8) 結婚、子育ての希望実現の基盤となる若者の雇用安定・待遇改善に資する事業
- (9) 妊娠・出産・育児に関する各段階の負担・悩み・不安を切れ目なく解消するための支援事業
- (10) 子育てを家族で支える三世帯同居・近居しやすい環境づくりに資する事業
- (11) 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実・多様な人材の確保・生産性の向上に資する事業
- (12) 出産・子育ての現場である地域の実情に即した働き方改革の推進に資する事業
- (13) 希望する教育を受けることを阻む経済事情など様々な制約の克服に資する事業
- (14) 子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化に資する事業

助成の対象とならない事業



- ① 営利を目的とする事業
- ② 調査・研究を目的とする事業
- ③ 国又は地方公共団体及び民間の助成機関から補助・助成を受ける事業
- ④ 介護給付、自立支援給付など国又は地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施し、補助・助成を受ける事業
- ⑤ 国または地方公共団体から委託を受けて行う事業
- ⑥ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業

WAM助成の対象となる経費

- 謝金※
- 家賃
- 会議費)含む
- 委託費
- 旅費
- 備品購入費
- 印刷製本費
- 保険料
- 借料損料（会場借料含む）
- 消耗品費（燃料費、食材費及び
- 通信運搬費
- 雑役務費
- 賃金
- 光熱水費

※ 助成対象経費のうち、負担上限額（助成金で負担できる上限額）が定められている経費がありますのでご注意ください。

（注）助成対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から助成の対象とならない場合があります。

助成の対象とならない経費

① 助成事業の実施期間外に発生した経費

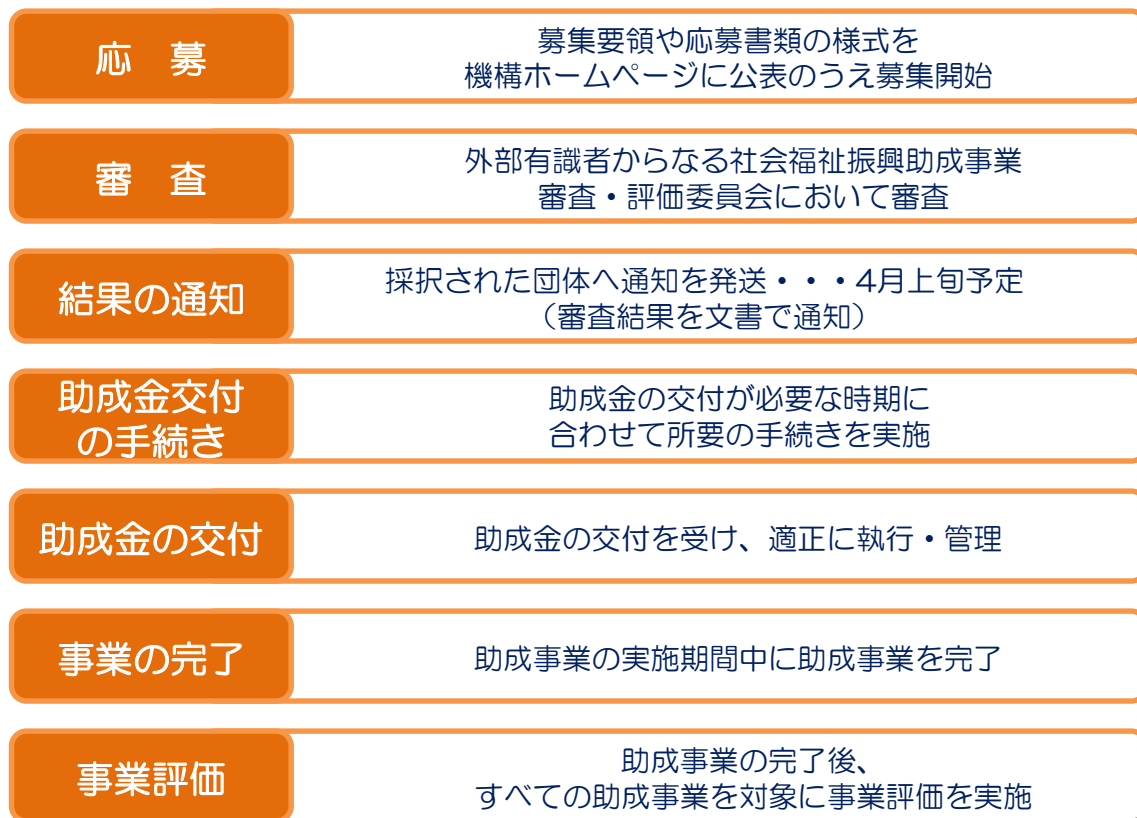
《助成事業の実施期間》 2019年4月1日から2020年3月31日まで

- ② 法人又は団体の運営経費（職員給与、役職員への報酬、本部の家賃や光熱水費など）
- ③ 助成事業の経費として明確に区分できない経費
- ④ 助成対象経費にはない費目（不動産購入費、施設整備費、修繕費など）
- ⑤ 連携する他の団体に対する分配金 など



WAM助成の事業の流れ

WAM助成の応募から事業評価までの流れ



- ・原則この期間の経費を助成対象とします。
- ・助成金交付前に必要となった経費は立替とし、のちに助成金を充当してください。

2019.4.1

助成事業の実施期間

助成金交付

5月～6月頃を予定

2020.3.31

《助成事業の実施期間：2019年4月1日から2020年3月31日まで》

- ☞ この助成金を受けて行う事業は、この実施期間内に終了する必要があります。
- ☞ また、助成事業に係る経費の支払いも、原則としてこの期間内に終了する必要があります。



応募の方法について

応募方法

STEP ①

《機構HPから応募様式をダウンロードし、作成》

- ・機構HPから、要望書様式をダウンロード
- ・様式にそって作成（団体概況、事業計画、資金計画など）



STEP ②

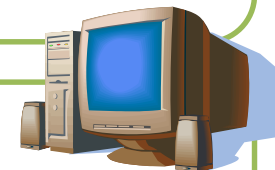
《応募フォームに入力、応募用メールアドレスを取得》

- ・機構HP上の「応募フォーム」に必要事項を入力
- ・登録したメールアドレスあてに受信確認メールが届きます
- ・受信確認メールには応募用のメールアドレスが記載されています

STEP ③

《要望書、添付書類をメールに添付して送信》

- ・①の書類と、添付書類（定款等、予算書、決算書）を加えてメール送信
- ・メール送信は原則1度のみ



＜添付書類をメール送信できない場合の郵送先＞

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号

ヒューリック神谷町ビル9階

独立行政法人 福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課

審査方法及び審査項目

審査方法

- 審査方法は基本的に書面審査（必要に応じてヒアリングもあり）
- 選定は、機構事務局整理の上、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で審査の上決定

審査項目

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 事業実施体制 | ⇒活動実績・財務状況
実施者適性、連携・協働 |
| (2) 事業の目的、内容等の妥当性 | ⇒事業の目的及び内容
計画の妥当性及び助成の効果 |
| (3) 費用対効果 | ⇒経費の妥当性
経費の合理性 |
| (4) 自立的継続性・将来発展性 | ⇒自立的継続性・将来発展性
助成の意義 |

審査
得点
2倍！

留意事項

- 過去の事業評価結果を踏まえ審査します。
- 助成回数は、原則として連続3回までとします。
(連続4回目以降の法人等は上記審査項目(4)の審査得点の2倍はしません)

<助成にあたっての注意事項>

- (1) 選定された団体については、「内定事務説明会」に参加していただきます（2019年4月中旬に東京及び大阪の2会場での開催を予定）。そのため、内定事務説明会参加に係る旅費（事務担当者1名往復分）を要望額調書へ計上することができます。
- (2) 助成事業の会計は、他の会計と確実に区分する必要があります。そのため、助成金専用口座の開設、帳簿の作成（当機構指定のエクセル形式）により会計管理をしてください。
また、助成対象経費にかかる証拠書類（帳簿類、領収書、振込書等）は助成事業完了後7年間の保管義務があります。
- (3) 助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、『独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業』の助成表示を必ず明記していただきます。
- (4) 助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。
- (5) 助成成果の普及のため、必ず助成事業をとりまとめた報告書の作成を行っていただくとともに、可能な限りHPやSNS等での積極的な広報活動をお願いいたします。なお、WEB掲載や報告書での配布など事業の内容にあわせて最適な方法での普及をご検討ください。
- (6) 助成事業終了後、4月末までに、機構所定様式による事業完了報告、助成事業の経費にかかる領収書（写）、帳簿（当機構指定のエクセル形式）及び自己評価書の提出が必要になります。
- (7) 助成事業終了後、助成事業にかかる評価を行います。複数年にわたりヒアリングやアンケート調査を実施しますので対応をしていただくことが必須となります。

WAM助成利用にあたっての留意事項など（募集要領P.6～7）

＜留意事項＞

- (1) この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。
なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
- (2) 助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。
規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けません。
- (3) 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用し、その他規程等に違反する悪質な行為により、機構が助成の決定の取り消し等を行った場合は、以下の事項について公表を行うことがあります。
 - ・法人等の名称、所在地及び代表者氏名
 - ・事業の概要
 - ・不正の内容
 - ・交付決定の取り消し等の日、返還を命じた額及び返還状況
- (4) これから法人税法上の非営利型の一般社団法人又は一般財団法人を目指す法人については、非営利型法人の要件を満たし、異動届出書の提出を確認したうえで助成の決定を行うこととします。
- (5) 他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。
- (6) 助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進捗確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
- (7) ご提出いただいた書類は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- (8) ご提出いただいた顧客情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。
 - ・郵送等による機構が提供するサービスのご案内
 - ・市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のためまた、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※顧客情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

モデル事業について①

WAM助成モデル事業とは

WAM助成では、これまで複数の団体との連携やネットワーク化を重視した助成を行い、全国各地で民間の創意工夫ある取組が展開されてきました。

今般、社会課題が一層複雑化するなか、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウをもとに事業をさらに発展させ、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的に、新たな「モデル」となり得る活動を募集します。

対象事業：次の（１）又は（２）のいずれかの事業であり、かつ、通常助成事業と同様の助成テーマに該当し、要望団体が自ら主催する事業とします。

（１）地域連携活動支援事業

これまでの活動により得られたノウハウをもとに、助成先団体が関係機関とビジョンや目標を共有し、継続的・相互的な連携体制の構築を通じて、地域における面的な成果の広がりを目指す事業

〔例〕



（２）全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

これまでの活動により得られたノウハウをもとに、助成先団体が幹事的役割を果たし、各地域のNPO等とビジョンや目標を共有し、継続的な連携体制の構築を通じて、その後の各地域のNPO等による主体的な活動につなげることで、全国的・広域的なセーフティネットの充実に資する事業

〔例〕



モデル事業について②

Q&A P.11~19を
必ず確認してください！

要件など	内 容
事業の要件	<ul style="list-style-type: none">・複数年にわたり安定した運営を行うため、事業の実施体制を確実に確保・連携団体と事業目標の共有化を図った上で事業計画を作成・事業成果の可視化を念頭に置き、評価を実施・外部評価者又は伴走支援者と共に定期的な進捗管理を行い、結果を報告
助成期間	2～3年以内 事業計画に基づき、連続する2年又は3年にわたり助成金の交付対象とすることを予定しています。 ただし、次年度の助成金を保証するものではありません。また、採択された場合であっても、予算の都合等により助成金額の減額や終了となる場合があります。助成金の交付申請及び交付決定は年度毎に行い、次年度の事業に係る要望時に当年度の実績見込みの審査を併せて行います。審査の結果によっては、次年度以降の助成金額の減額や終了となる場合があります。
助成金額	3年間の合計：3,000万円まで 2年間の合計：2,000万円まで
対象経費	「2019年度 社会福祉振興助成事業 募集要領(案)」に準ずることとします。なお、事業の実施体制を確実に確保する観点から、 助成事業に従事した時間数に基づく正職員の人件費の一部（基本給・通勤費） も対象とします。ただし、対象経費にすることができる範囲は助成金額に対して50%を上限とします。

(注) 上記以外の事項については、「2019年度 社会福祉振興助成事業 募集要領(案)」に準じます。

留意事項

- ・事業実施する団体との情報交換会や研修の開催等、助成期間中の運営支援等を積極的に行っていく予定です。
- ・**通常助成事業とモデル事業でそれぞれ1団体1事業ずつご応募いただけます。**採択については、**通常助成事業又はモデル事業のいずれかとなります。**

皆様からのご応募
お待ちしております！！

WAM助成の相談窓口のお知らせ

WAM助成では、助成金のご応募をお考えの方のために
助成相談窓口を常設しています。

ご不明な点がございましたら、どうぞお気軽にご相談
ください。



《お問い合わせ先》

- ①電話 TEL 03-3438-4756 《受付時間》月曜日～金曜日 9:00～17:00（土日祝祭日を除く）
- ②直接面談 WAMの面談室で相談させていただきます。（東京本部のみ）
※必ず事前にお電話（03-3438-4756）にて日時をご予約ください。

**たくさんの皆様からの
素晴らしい計画を、スタッフ一同、
心待ちにしております！！**



応募書類で多く見られた不備①



① 必要書類の不足

…必ず「応募フォーム入力」+「メール送信」を！

⇒ 要望書（要望額調書）、添付書類（定款、
予算・決算書）

② 書類の記入漏れ

⇒ 必ず複数の方が確認してください！

- ・ 応募フォームへの入力のみでは、応募は終わっていません
- ・ 要望書、添付書類等をメールに添付して送信することで応募完了

応募書類で多く見られた不備②



☆ 要望書記載上の注意点について

- ・ 通常の活動分野と異なる分野での応募について
⇒ なぜこの分野に応募したのか分かるように
- ・ 事業計画が漠然としていて不明瞭なもの
⇒ 明確、簡潔、具体的に記載
- ・ 経費の必要性・妥当性が不明確なもの
⇒ 要望額調書の内訳欄に内訳を記載
事業計画のなかで必要性を記載
- ・ 要望額が50万円未満、及び委託費が50%以上のもの
⇒ ご応募できません

どんなに良い事業でも、不備があると残念な結果に！